

## 22. 検 定 試 験 規 程

第1条 この規程は、職格規程に基づき実施する職格検定試験について定めるものとする。

第2条 試験は次の区分に従って行なう。

- 1、 授導（少授導、中授導、大授導）
- 2、 勾当（少勾当、中勾当、大勾当）

第3条 試験は、毎年6月および12月の2回、本部において定期に行なう。ただし必要に応じ本部以外の場所で行うことができる。

試験日は、原則として第2日曜日とする。

ただし、委員長は、試験日を変更することができ、この場合、次条により予め通知する。

第4条 試験を施行する際は、その都度受験者の師匠または受験者本人に文書をもって通知する。

第5条 1、試験を施行するため、試験委員会を設ける。

2、試験委員会は、試験委員5名以上をもって構成し、その内委員長1名、副委員長1名を置く。

3、試験委員長、同副委員長、試験委員は、常務会が理事会の承認を条件に決定し、理事長が任命する。

4、委員長は、試験に関するすべてを総括する。

委員長が事務の執行ができない事情が生じたときは、副委員長が代行する。

5、試験委員は、任期を2年とし、再任を妨げない。

6、委員長は、試験委員に差し支えがある等、必要に応じて臨時の試験委員の任命を理事長に求めることができ、理事長は常務会に諮るか、副理事長もしくは業務部長の了解を得て任命する。

臨時の試験委員の役割は、正規の試験委員と同じとする。

第6条 受験を志願することができるものは、次の条件を満たしたものに限る。

- 1、満17歳以上に達した者

2、少授導の受験者は本会の箏、三絃ともに奥伝以上の免状を有するもの。

3、中授導またはそれ以上の受験者は、それぞれ受験を志願する1階級下の職格取得者。

第7条 受験を志願するものは、職格受験願書を提出しなければならない。

受験願書は、受験料を添え少なくとも試験期日の1週間前までに、  
手続を完了するものとする。

少授導受験者に限り、別に住民票等を提出する。

なお、一度に2階級以上の受験は認められない。

第8条 試験委員長は、試験の結果について速やかに理事長に報告するものとする。

合否の結果は、当該師匠を通じて受験者に通知する。

第9条 合格者に対しては辞令を交付する。

合格者は、辞令授与式までに所定の料金を納入しなければならない。

所定の料金を納入しないものは、合格を取消すことがある。

第10条 職格辞令の授与式は、原則として試験期日の次週の日曜日とする。

付 則

1、この規定は、平成14年6月26日より施行する。

2、受験料は2万円とし、追試験をうける者は別に金1万円を納付させる。